

## 随意契約理由書

件名	新港4突旅客乗降用渡橋保守点検業務	
契約の相手方	サノヤス造船株式会社	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>新港4突旅客乗降用渡橋(平成27年竣工)は、神戸ポートターミナルに着岸する客船の乗降客に対応するため使用するバリアフリー対応のボーディングブリッジである。</p> <p>このボーディングブリッジには多くの電気部品が使用されているが、お客様に常に安全な状態を提供するためには、定期的かつ計画的な機器の更新・メンテナンスが必須であるため、保守点検を行う。</p> <p>客船用ボーディングブリッジは、各メーカーが独自の技術により設計・製作を行っているため、その構造・仕組み・運転方法をはじめ、機械装置・電気制御装置の各部品・システムもメーカーごとに異なり、機械装置・電気制御装置の互換性がない。したがって、メーカー独自のノウハウがなければ、システムの保守は不可能である。</p> <p>上記業者は当該旅客乗降用渡橋全体の設計・製作に携わった業者であり、渡橋全体の保守点検を行う本業務を総括管理し、履行することが可能なのは上記業者のみである。</p> <p>よって、上記業者との随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	港湾局みなと振興部海務課事務係	(電話番号 078-272-1611)